

事 務 連 絡
令和4年10月26日

介護保険関係事業者 各位

三木市健康福祉部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて

みだしのことについて、令和4年10月13日付厚生労働省発出通知を受け、下記のとおり変更します。なお、今後の状況の変化に応じて、本取扱いの見直しを行う場合があることを申し添えます。

1 要介護認定の今後の臨時的取扱いについて

(1) 要介護認定の臨時的取扱いの適用終了について

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月10日付三木市介護保険課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、更新認定申請に伴う認定調査等の実施が困難な場合においては、要介護認定の有効期間を12カ月延長できる取扱い（以下「臨時的取扱い」という。）としていますが、当該取扱いについては、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できることとします。

(2) 令和4年11月1日以降の更新認定申請について

原則、通常 of 取扱いに基づき更新認定申請をしてください（※臨時的取扱いの適用を妨げるものではありません）。

照会先 認定審査係
電話 0794-82-2000（内線 3531）